

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社京都ホテルと称し、英文では THE KYOTO HOTEL, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ホテル業および料理飲食業
2. 酒類販売業および煙草小売販売業
3. 道路運送法による自動車運送事業
4. スポーツおよび娯楽施設の経営
5. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
6. 不動産の売買・斡旋・賃貸借および管理業
7. 菓子・食肉加工・ソース類・乳製品・そうざい・かん詰またはびん詰等の食品製造および販売業
8. 通信販売業
9. 損害保険代理業務
10. 前記各号の事業に対する投資
11. その他前記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数等)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,500 万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 1,500 万株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式について 100 株とし、A 種優先株式について 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 2 章 の 2 A 種優先株式

(A 種優先配当金)

第 10 条の 2 当社は、第 39 条第 1 項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」といい、A 種優先株主と併せて「A 種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A 種優先配当金として、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払 A 種優先配当金（次項において定義される。）（もしあ

れば)の合計額に年率 4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第10条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。
- ③ 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

(A種期中優先配当金)

第10条の3 当会社は、第39条第2項または第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率 4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第10条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式に

における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

- ② A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第10条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

- ② A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

- ③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(議決権)

第10条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合または分割等)

第10条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(種類株主総会への準用)

第10条の9 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および開催場所)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のとき随時これを招集する。

- ② 当会社は、京都市内で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役社長は、代表取締役とする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

② 取締役会の決議によって、取締役相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- ② 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- ③ 前二項のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第 40 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当には、利息をつけない。

附 則

- 1. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(昭和 57 年 3 月 29 日改正)
(昭和 60 年 3 月 26 日改正)
(昭和 63 年 3 月 29 日改正)
(平成 4 年 3 月 27 日改正)
(平成 5 年 3 月 30 日改正)
(平成 6 年 3 月 30 日改正)
(平成 13 年 3 月 28 日改正)
(平成 14 年 3 月 27 日改正)
(平成 15 年 3 月 26 日改正)
(平成 16 年 3 月 29 日改正)
(平成 19 年 3 月 29 日改正)
(平成 21 年 1 月 5 日改正)
(平成 21 年 3 月 27 日改正)
(平成 22 年 3 月 30 日改正)
(平成 24 年 3 月 27 日改正)
(平成 27 年 1 月 5 日改正)
(平成 28 年 3 月 25 日改正)
(平成 29 年 3 月 24 日改正)
(令和元年 6 月 18 日改正)
(令和 3 年 9 月 27 日改正)
(令和 4 年 6 月 22 日改正)